

日本と中国の保育の違いから見える 両国の文化について

岸川 菜々美 村山 枝里
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

現在多くの子どもが保育施設に通っている。日本の保育施設は教育を中心とした施設や保育を中心とした施設があり、それぞれ保育制度や子ども達の生活状況も異なっている。近年、働く親の実情に合わせて、この差異を是正する為に「幼保一元化」という両方の機能を活かした施設が誕生しており、日本の保育は徐々に進化してきている。一方、日本の隣国である中国の保育制度に注目すると、日本とは全く異なる保育が見えてくる。中国では急激な人口爆発への対策として「一人っ子政策」が行われているが、この政策の為に親が子どもに対して過保護になり過ぎていることが問題となっている。また、女子が生まれた場合には戸籍に入れないという「闇っ子」問題も出てきており、結果として男子の割合が女子に比べて高い現状となっている。このような社会問題がある中、中国の保育は日本と比べてどのような違いがあるのだろうか。そこで、本研究では政治体制や文化などを取り上げて両国を比較することにより、それぞれの国において受け継がれている「文化」について考察していく。

1 章 日本の保育について

日本の保育施設には教育センターの幼稚園と保育センターの保育所があり、それぞれ保育内容や人数および保育時間などに違いがある。保育所の中には設置基準をクリアして都道府県知事から認可を受けた認可保育所と認可を受けていない認可外保育所があり、同じ保育所でも保育料など様々な違いがある。このように、幼稚園と保育所の違いが多くある中で近年「幼保一元化」の試みが始まり、2006年10月1日から認定こども園が開始された。この認定こども園は幼稚園の教育的要素と保育所での保育的要素の両施設の機能を合わせ持っており、一見、保護者と施設に魅力であるように思われる。しかし、実際には免許や資格の問題や勤務時間の問題などこれから解決すべき点が多くあることも事実である。

一方、両施設で共通する部分としては、日本の伝統的な行事への積極的な取り組みである。このような行事への取り組みは、子ども達にも日本の伝統に触れてもらい受け継いでもらいたいという願いで行われているのである。そこで、この章では日本における保育の様々な差異および共通部分の理解の為、日本の保育制度と保育施設での実際の生活について述べていく。

1.1 節 日本の保育制度

日本の保育施設には主に幼稚園と保育所がある。幼稚園は学校教育法に基づく学校であり文部科学省の管轄下に置かれ、対象児年齢は満3歳以上から小学校就学までとされ、教育時間は1日4時間、保育者1人に対して児童数は35人以下と定められている。幼稚園は幼稚園教育要領を基に健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域が保育の目標として示されている。

保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、厚生労働省の管轄下に置かれている。対象児年齢は0歳～満18歳未満とされ、保育時間は1日8時間であり、定員は原則として60人以内である。また、保育者1人に対して乳児は3人以内、満1歳から3歳未満は6人以内、満3歳から4歳未満は20人以内、満4歳以上は30人以内と定められている。保育所は保育所保育指針に幼稚園教育要領の5

領域に加えて「情緒の安定を図る」を目標として示され、「保育に欠ける」乳幼児を日中保護者に代わって保育することを目的とする施設である。そして、保育所は認可保育所と認可外保育所に別けられており、認可保育所とは国が定めた上記のような設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設であり、大幅な公的資金補助があるため保育料は比較的安く利用することが出来る。これに対して、認可外保育所とは国および都道府県の許可・認証を受けていない保育施設であり、ベビーホテルや保育士が規定人数を満たさない施設や深夜に開かれている施設などが含まれる。公的扶助は殆ど無く、保育所と同様に利用した場合保育料は比較的高くなっている。

幼稚園と保育所はどちらも教育と保育が含まれているという点から戦前より議論されてきた両施設を一体化すべきであるという「幼保一元化論」が再び主張され、その試みが始まっている。

1.2 節 認定こども園について

認定こども園とは、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けた園のことをいう。幼稚園の機能と保育所の機能を兼ね備えている為に保護者が働いている・いないに拘わらず利用することが可能であり、教育・保育を一体的に行い、全ての子育て家庭を対象とした子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行っている。認定こども園には幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプに分けられ、幼保連携型は認可幼稚園と認可保育所とが一体的な運営を行って機能を果たし、幼稚園型は認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所の役割を担い、保育所型は認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れて幼稚園の役割を担い、地方裁量型は認可外施設が認定こども園として必要な機能を果たしている。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはない。

職員の配置は、0歳～2歳児については保育所と同様の体制であるから保育士資格が必要になっており、3歳～5歳児については学級担任を配置するため幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児には保育士資格の保有者を原則としている。このように幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいとされているが、どちらかの資格しか有していない者を排除することがないような配慮も成されている。

現代では少子化がメディアでも問題になっており、それに加えて仕事を持つ母親の増加も話題となっている。保育時間が短い幼稚園では母親にとって都合が悪く、その為、幼稚園に入園を希望する子どもが減少している反面、保育所は保育に欠ける子どもを預ける施設であり、仕事を持つ母親が増加するに連れて入園希望は減少するどころか増加してきている。しかし、保育所に子どもを預けている親もできれば幼児教育を受けさせたいという願いがあり、このような幼保一元化体制の認定こども園は親にとっては好都合なものになっている。そして、入園希望者が減少してきている幼稚園でも保育所と合体することによって仕事を持つ母親の子どもも入園することができる為、認定こども園はとても良いものになっている。幼稚園と保育所との連携で保育料や保育時間・勤務条件・設置基準など問題になっている点も多くあるが、これから出てくる制度が「子どもを第一に考えた」制度で保護者にも分かり易くなることが強く望まれる。

1.3 節 日本の保育施設での生活

幼稚園と保育園では集団生活の中で幼児は信頼関係を築いたり、自己主張やけんかをするなどで相手にも思いがあることが分かり、次第にお互いを思いやり認め合うようになる大切な場である。このような発達には保育者が遊びの中で自然に身に付くようにねらいや目標を決め幼児に促している。

幼稚園と保育園は現状において園生活に然程違いはないが、保育園では保育時間が長い為、より家庭に近い雰囲気の中で生活できるように昼食後に昼寝を行い休息をとるよう配慮し、幼児にとっ

ての「生活の場」という役割を担っているのに対し、幼稚園では保育時間が短い為、保育は家庭で行うことを前提とし、主に「教育の場」という役割を担っている。また、日本の保育施設は伝統的な行事を大切にする傾向が強く、多くの保育施設では春はひな祭り、夏は七夕、秋は運動会、冬はお餅つき・節分など日々の生活の中に様々な伝統に基づいた行事を取り入れている。例えば、福岡県ではどんたくに幼稚園や保育園が参加し、また秋田県では節分やお餅つきの時に「なまはげ」が登場し、北海道では運動会などにソーラン節を取り入れ、徳島県では阿波踊りを練習してお祭りに参加しているなど各都道府県ではその地域の祭りや行事に保育施設も参加している。

2 章 中国の保育について

1990年の世界子どもサミットに参加した中国政府は、翌91年「子どもの生存・保護と発達に関する世界宣言」、「同行動計画」へ署名し、国内における大規模な子どもの発達状況調査を踏まえ「90年代中国子どもの発達計画綱要」を公布した。また、これと同時に「子どもの権利条約」にも加盟した。中国では既に80年代からの一人っ子政策の下で、親への啓蒙宣伝活動に末端の行政組織や住民組織が大々的に取り組んできたが、90年代には更に「優れた子どもに生み・育て・教える“三優プロジェクト”」が実施されている。そこでは親教育に重点が置かれ、婚前・妊娠出産・育児期の親を対象とする教育活動が展開されている。

現在、中国政府は「中国児童発達綱要（2001～2010年）」を制定し、次の10年間にも子どもの権利全般の実現に向けて生涯発達の基礎固めの観点からの努力を継続しようとしている。

2.1 節 中国の保育制度

中国における保育の構造体系は、日本のように保育所と幼稚園が平行する二本立てではなく、託児所と幼稚園とが縦列に並んでいる。従って、中国で言われる幼稚園は日本の保育所と幼稚園の両方の意味を含んでおり、託児所では0歳～3歳の子どもを預かり、幼稚園では3歳～6歳の子どもを預かる。但し、中国の託児所と日本の保育所はいずれも厚生労働省（中国では衛生部と呼ぶ）、幼稚園は文部科学省（中国では教育部と呼ぶ）に属していることに関しては共通している。

中国では0～6歳の教育は包括的に「学前教育」と呼ばれ、「幼児教育」は3～6歳までの幼児園教育を指すのが通常である。最近では0～3歳の教育を「早期教育」と称するようになっている。

日本と中国の幼稚園の違い

	日本	中国
備える部屋	保育室、遊戯室、職員室	保育室、遊戯室
保育室の大きさ	幼児4人につき3.3㎡	幼児5人につき約6㎡
保育時間	1日5時間	1日4時間
保育年齢	3歳～小学校前	3歳～7歳

保育のあり方として、日本で幼保一元化が進められているのに対し、中国では子どもを社会の場において育てるべきという考え方と女性（母親）が男性と同じように社会で活躍できるように支援する仕組みが必要であるという二つの考え方から託児所と幼稚園が設けられ、両方とも一日保育が行われている。最近、中国では早期教育が重視され、特に0歳児から教育が始まるという考え方が目立ってきている為、幼稚園が託児所を吸収し、0歳～6歳まで保育する「托幼一体化」という考えもある。2001年に発表された「幼稚園教育指導綱要」によれば、近い将来中国の幼児園は0～6歳の乳幼児の為の保育・教育の総合的な機関に変わる見込みである。

現在、託幼機関では現地の需要に合わせて、全日制・寄宿制・半日制・季節制が導入され、託児所には健康・生活面のケアをする保育員、幼児園には保育員に加えて子どもの教育を担当する

師範学校卒業の教養員（教師）が配置されている。保育員は理想的には衛生関係の専門教育を受けた人材が採用されるべきであるが、以前は、子育てを終えた無資格の中高年女性が担当することが多く、待遇面で教養員よりも低い位置であった。

2.2 節 一人っ子政策

中国では12億8000万人という世界最大の人口を抱えており、その中で中国政府は1979年から一人っ子政策という人口抑制政策を行った。元々、中国では伝統的に「多子多福」、つまり、子沢山が福をもたらすという考えがあり、加えて、「人口＝国力」という考えが一般的であった。それゆえ、人口抑制策の提言を退け、生産力の発展には人口は多ければ多いほど良いという「人口資本説」を打ち出し、多産を奨励した為に人口が爆発的に増加したのである。その為、50年代の総人口は5億人程度であったが、60年代後半には総人口が8億人に達した。しかし、1970年代に入り、過剰な人口が国の発展の妨げになるとして晩婚と少子を奨励するようになった。そこで強力な「一人っ子政策」の実施に踏み込んだ。しかし、決まった法律はなく、国の指導に従って各地方が具体的な政策を決め実施していた。

都市部の一人っ子家庭には「7優先」といわれる保育・入学・医療・就職・進学・都市住宅・農村宅地用地配分を受けることができる優遇や特典が与えられるが、2人目を産んだ場合は出産費・産休期間の賃金カット、多子女費や超過子女撫育費という罰金が徴収されるなどの罰則が課せられた。その罰金は「8万元」という一般人の給料80ヶ月分と法外な罰金が課せられることになり、また、2人目を考える夫婦に対しては地域の党幹部などが厳しく指導するなどの方法がとられている。そして、少数民族や子どもを労働力としている農村地域では1人目が女の子の場合、2人目を持つことが認められている為、この一人っ子政策は中国国内で一律に「一人っ子」としている訳ではない。

こうして70年代まで5人から6人の水準であった合計特殊出生率は70年代に半ば強制的な一人っ子政策が強力に実施され、92年ついに1.84人までに低下した。この政策で人口を抑制するという点では成功したが、一人っ子政策がもたらした問題も多く存在する。例えば、人口の高齢化であり、2030年頃には65歳以上の老年人口が15%になる高齢化社会の急激な到来が予想される。また、妊娠した時に性別判定を行い、男児であれば出産、女児であれば人工流産という選択流産が行われていることも問題となっている。このことは男女比の不均衡を誘っており、出生男女比は国際的基準で106:100が正常とされているが、中国人口統計年鑑によると、女100に対して以下のように女児に対して男児の割合が多くなっている。そして、農村部での伝統的な男子選好は、女子の間引き・捨て子などの人権問題・嫁不足などをもたらしている。これらに関連して女児が生まれた場合は出生届を出さないことや男児でも第2子の場合、出産しても戸籍に入れないといった「闇っ子（黒孩子）」問題がある。これは中国政府の視点による言葉であるが、その数は3千万～4千万人に達すると言われている。そして、この闇っ子は両親が届け出ないことで教育や医療などの行政サービスを受けることができない。更に、一人っ子に対する過保護も問題となっており、2人の親と4人の祖父母が一人の子どもに過保護に走り、十分過ぎる衣食や教育を施す傾向が見られると指摘されている。このような家庭環境で育った子供は「小皇帝」と皮肉を込めて呼ばれている。

出生男女比：女児100に対する男児の割合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
117.25	118.89	118.78	119.41	121.06	117.25

このような中、「計画出産」を厳格に守り高齢期に入った夫婦に対して奨励扶助金を支給する制度の試行が2004年から一部の地域で開始されている。この制度は計画出産を「多産処罰」的なものから「少生奨励」的なものへの転換を計るものであり、また、農村で整備されていない年金制度を補完すること、つまり、農村部での高齢者の扶養機能の社会化を目的としていることが考え

られる。

2.3 節 中国の保育施設での生活

中国では子どもを賢く育てたい、天才児に育てたいという願いから英才教育に熱心に取り組んでいる親が多く存在している為、中国の幼稚園は遊びではなく勉強が行われている。

中国での園スケジュール

7:30～ 8:00	8:00～ 8:30	8:30～ 12:00	12:00～ 12:40	12:40～ 15:00	15:00～ 16:30	16:30～ 17:00	17:00
登園・体操	朝食	勉強	昼食	午睡	勉強	夕食	降園

幼稚園での一日の流れは、まず夫婦共働きが一般的な中国では親達が出社する前に子どもを幼稚園に入れる必要がある為に朝7時半に登園をする。そして、体操の後に朝食を食べ、それが終わると早速勉強に入る。勉強はきちんとしたカリキュラムに従い、「言語」(唐詩の暗唱、識字など)・「科学」(数の計算、実験など)・「芸術」(美術、造形、音楽など)・「英語」の4分野について綿密に勉強項目が設けられている。そして、日本と同じように昼食を食べた後は午睡を行う。午睡では日本のように畳の上で並んで寝るのではなく、それぞれ指定された自分専用のベッドが用意されている。また、午睡が終わってからはモンテソリー教室や英語教室、ピアノ教室、ドラム教室などのお稽古を希望に沿って行い、そして、保護者の仕事が終わる夕方5時以降に幼稚園での一日が終わるのである。

中国の幼稚園でも日本のように遠足や運動会、学芸会などを行っている園が多く、遠足では日頃仕事をしている保護者も都合を合わせて参加しているが、日本のように弁当は手作りではなく支給される。そして、学芸会では日頃勉強している英語で劇を行ったり、ダンスを踊ったりして勉強の成果を発表している。このように、幼稚園だけで行われる行事には日本と同様に保護者も子どもも楽しんで参加しているが、幼稚園の地域に住んでいる人々と共に行事を行うという傾向は中国ではあまり見られない。また、80年代に積極的に取り組まれた室内のコーナー保育や戸外での自由遊びを必ず一定時間確保する教育プログラムによって保育の内容は一新され、近年ではモンテッソーリ教育などの感覚統合訓練を一部に取り入れる園もあれば、子どもの興味に基づいて展開するテーマ活動、例えば、昆虫の世界・海底の生物・恐竜・宇宙・孫悟空の劇遊びなどを行う園、レジジョ・エミリア式(芸術教育)に一層豊富な素材を用いて子どもが創造力を発揮できるよう配慮する園など日本が注目している教育にも力をいれている。よって、近年の保育の内容は遊びと活動や若干の課業から構成される生彩のある大胆かつきめ細かなものへと更に進化していると言える。余談的ではあるが、中国ではこのような早期教育に伴い、日本より早くオムツを使わなくなる為、オムツを使わなくて良いようにお尻に穴の空いたズボンを使用するなどの工夫も行われている。

2001年、新たに制定された「幼稚園教育指導綱要」では遊びの中でも子どもの現有的発達水準に適しながら挑戦することが出来、現実の必要に沿いながらも長期的な発達に繋がり、興味に即しながらも経験・視野を広げる活動の大切さを強調する教育を目指している為に上記のような内容を生活に取り入れている。

3 章 両国の比較

日本と中国は同じアジアの近隣国であるが、政治体制や文化など様々な違いがある。しかし、両国の女性の労働環境はそれ程大きな違いは見られず、また、働く親が増えたことで親子関係が希薄化していることが両国において問題視されている。そこで、この章では両国の女性・育児・

文化を取り上げ、比較することにより、それぞれの国の女性の労働環境や育児習慣および保育を通して両国が大切に受け継いできた文化について述べていくことにする。

3.1 節 女性の労働環境の比較

日本では一昔前まで女性は結婚、または、子どもが生まれると仕事を辞め、家庭に入り、家事や育児に専念するというのが一般的な女性の生き方であった。しかし、経済のソフト化・サービス化が進んだ1980年代以降、結婚しても子どもが生まれても働き続ける女性や一旦家庭に入っても子どもが手を離れるようになると再び働き始める女性も増えてきた。その結果、1984年にはじめて働く主婦の数が専業主婦の数を上回った。その後、この傾向がますます加速し、2000年には専業主婦1,739万人に対して女性雇用者は2,140万人となり、働く主婦が多数派になったのである。そして、「女性は結婚をしたら仕事を辞める」というのは時代遅れの認識となった。しかし、女性労働者は増加してきたが、女性は男性と同じように働いている訳ではない。男性は学卒後就職し、その後は継続して働くことから30歳位までは年と共に労働率が上がり、その後は同じ水準を維持して高齢期になって低くなるという一山型になる。しかし、女性の場合は出産や育児期に仕事を辞めて家庭に入り、子供が大きくなってから再び働くというパターンが殆どであり、労働力率のピークが2つのM字型就業形態になると言われてきた。先進工業国では技術革新・サービス経済化・経済のグローバル化などが進行し、労働力の女性化という現象が進んだ結果、1980年代には殆どの国で女性の働き方も男性と同様な一山型へと移行している。

日本は家事・育児など仕事は女性の役割であるとする性別分業が際立って強い国である。一方、中国では女性の労働権利があり、女性の労働力を保障する為に中国関係部門は「労働法」などの関係法律を一貫して積極的に実行し、従業員募集における性別差別を禁止することや男女収入の差を縮小することなどの政策が採られている。そして、女性社員特別労働保護規定を労働契約と総合契約に入れさせ、女性社員の生理期・妊娠期・出産期・保育期、それらのいわゆる「四期」にも仕事を確保しておくという配慮もされている。しかし、このように法的には男女の平等を保障しているが、実際には人々の意識はいまだ旧弊から抜けきらず「男尊女卑」の思想が根強いことも事実である。特に、中国の女子大学生は就職活動を通じて「女性は弱者だ」という意識を持つようになってきた。「専業主婦」というのはこうした状況が生み出した産物であり、以前ならば中国では考えられなかった「専業主婦」が女性の選択肢のひとつとして浮上してきたのである。

3.2 節 両国の育児習慣

日本では子どもを育てる為に産休や育休の政策が取り入れられ、子どもを持つ親を対象に様々な子育て支援の取り組みが行われている。例えば、産休であり、これは出産の為に休暇で労働基準法65条によって産前6週間以上と産後8週間を経過しない女性を就業させてはならないと定められている。他にも育児休業があり、これは子どもを養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業であり、男女問わず子どもが1歳に達するまでの間取得することができる。また、日本では地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て支援の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供、ならびに、家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした子育て支援センター（平成5年度に事業が創設され、新エンゼルプラン等に基づき箇所数を増やしてきた結果、10年後の平成15年度には全国、約2,500箇所を実施されています。）が設けられている。

一方、中国では子どもが産まれると生後6カ月から1～2歳頃までは産休・育児休暇（産休は出産前15日、出産後75日）を利用して仕事に復帰していくことは日本とあまり変わらないが、その後

は祖父母4人が子どもの面倒を見る為に病児保育などは必要が無く、よって、中国は日本のように子育て支援という制度は少ないのが現状である。

3.3 節 両国の受け継がれている文化

日本で受け継がれている代表的な音楽文化の一つに和太鼓がある。日本における太鼓の歴史は非常に古く、縄文時代に既に情報伝達的手段として利用されていたと言われており、「日本神話」の「天岩戸」の場面でも桶を伏せて音を鳴らしたり、時刻を知らせる為にも使用されていたと伝えられている。また、人間の生命の根元である「心臓」の鼓動に太鼓の鼓動が「シンクロ」することによって自らを鼓舞する性質があるという説があり、多くの人が親しみやすい音楽とされている。更に、日本舞踊も古くから伝わる音楽であり、日本の伝統的な歌や音楽に合わせてすり足などで舞台を回る「舞」、足を踏み鳴らしリズムに乗った手振り・身振りをする「踊」を組み合わせたものである。日本舞踊は200を超える流派があり、長期に渡り受け継がれてきた日本の伝統文化である。

一方、中国では伝統的な文化に「中国舞踊」、そして、伝統的な楽器として「二胡」がある。中国舞踊は大きく「各民族舞踊」と「古典舞踊」の2つに分類され、各民族舞踊とは大自然への感謝および崇拝の心から生まれるものである。中国には56の民族があり、環境・風俗・言葉・習慣はそれぞれ異なっており、それゆえ、各民族それぞれ違った特徴を持っている。

古典舞踊は古代の伝統舞踊と戯曲芸術から発展したもので、戯曲の表現形成（步伐・身段・武打・筋斗）を吸収して、また、バレエのトレーニングを参考にして、2つのものを組み合わせて規範性・公式性・厳正なトレーニングシステムを持っている。その大きな特徴は「身法」と「韵律」であり、「身法」は形など対外的なものであり、「韵律」は神気という体内的なものであり、古典舞踊ではこれらが不可欠な要素となっている。「古典」というのは古代の歴史性と伝統文化性に対する尊敬を含めた評価で典型的・代表的なものであり、この古典的舞踊では物語が多く表現されている。また、中国の伝統楽器「二胡」とは擦弦楽器の一種であり、2本の弦を間に挟んだ弓で弾くものである。原型楽器は唐代から宋代にシルクロードを経由して西方より伝来したとされている。その後、改良を重ねられ、現代普及されている形は1950年代から80年代頃に出来上がったものが基本となっている。

このように、両国には大切に受け継がれている文化があり、これらを守り続けていく為、楽器に触れ、舞踊で気持ちを表現する保育が保育施設で今日取り入れられるようになっている。

まとめ

これまでに述べたように日本と中国には多くの違いがある。女性の社会進出や保育に関しては、中国における女性の労働権利や出世の為の早期教育、日本におけるM字型就労形態や子育て支援等である。また、その違いの中から両国の問題点も見受けられ、確かに両国共にその問題点を改善するべく様々な政策や法律が考えられているが、解決までには未だ時間を要する状況である。一方、日本と中国の保育を比較することにより見えてくる両国の共通点としては、昔からある踊りや楽器などの文化を保育施設で子ども達に教えている等、次世代に伝統文化を受け継いでいく為に様々な保育施設で幼少時代から文化に触れることを大切にしていることである。すなわち、保育には違いが見られるものの、両国共に自国の文化を守り続ける心は同じなのである。しかしながら、現代では次第に文化への意識が希薄化してきている為、私たち一人一人も伝統文化を大切に、次の世代を担う子ども達へ伝えていくことが重要である。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治